

# 真栄里ダム操作規則

## 第1章 総 則

(通則)

**第1条** 真栄里ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

**第2条** 真栄里ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及びかんがい用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

(洪水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(かんがい期間)

**第4条** かんがい期間は、1月1日から12月31日までとする。

(水位)

**第5条** 貯水池の水位は、堤体直上流左岸に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第6条** 貯水池の常時満水位は、標高38.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

**第7条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高41.5メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

**第8条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高38.0メートルから標高41.5メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

**第9条** 流水の正常な機能の維持は、標高29.0メートルから標高38.0メートルまでの容量1,300,000立方メートルのうち最大100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

**第10条** かんがい用水の供給は、標高29.0メートルから標高38.0メートルまでの容量1,300,000立方メートルのうち最大1,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

**第11条** 八重山土木事務所長(以下「所長」という。)は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水体制時における措置)

**第12条** 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 土木建築部河川課・石垣島地方気象台・その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節法)

**第13条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超えた場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、水位がサーチャージ水位を超える場合には非常用洪水吐からの自然放流も行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第14条** 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、洪水吐からの

自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

**第15条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第16条** ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

(1) 第22条第1項の規程により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒3.8立方メートルとする。

(放流の原則)

**第17条** 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第18条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、石垣市上水取水地点において毎秒0.151立方メートル、平喜名堰地点において毎秒0.202立方メートルの水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

**第19条** 所長は、かんがい用水の供給のため必要がある場合には、底原ダムと合わせて別表に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を取水可能ならしめるようダムから必要な放流を行わなければならない。

2 前項の放流は、底原ダム注水用取水量と合わせて毎秒1.697立方メートル、年間8,870,000立方メートルを限度とする。

(放流に関する通知等)

**第20条** 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(取水ゲート及び放流バルブの操作)

**第21条** 放流管から放流を行う場合の取水ゲート及び放流バルブ(以下「バルブ等」という。)の操作については、細則で定める。

## 第6章 点検・整備等

(計測・点検及び整備)

**第22条** 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係わる施設等を常に良好に保つため必要な計測点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測・点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

**第23条** 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象等の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

**第24条** 所長は、バルブ等を操作し、第22条第1項の規定による計測・点検及び整備を行い、又は、前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑 則

(細則等)

**第25条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続、その他の細則は、沖縄県知事

が定める。

附 則

この規則は、昭和59年12月24日から適用する。

<別 表>

区 分		期 間	最大取水量	年間総取水量
本 取 水 口	二又堰取水口	2月6日～6月30日	$\text{m}^3/\text{s}$ 0.578	$\text{千m}^3$ 7,750
		7月1日～10月31日	0.940	
		11月1日～翌年の2月5日	0.343	
	平喜名堰取水口	1月1日～12月31日	1.148	9,800

# 真栄里ダム操作細則

(通則)

**第1条** 真栄里ダムの操作については、真栄里ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

**第2条** 規則第3条に規定する流入量は、原則として貯水池水位の上昇、又は低下の時間的割合から次式によって算出するものとする。

$$Q = Q_1 + Q_2$$

ただし、 $Q$  : 流入量(単位1秒間につき立方メートル)

$Q_1$  : 貯水位の変化による流入量  
(単位1秒間につき立方メートル)

$Q_2$  : ダムからの放流量(於茂登導水路を含む)  
(単位1秒間につき立方メートル)

(洪水警戒体制)

**第3条** 規則第11条に規定する場合は、次の各号の一に該当するような場合とする。

- (1) 台風の中心が東経121度から128度の範囲において北緯21度に達し、かつ、進路を八重山地方にとつており、洪水の発生が予想される場合
- (2) 真栄里ダムの流域内(以下「流域内」という。)において連続雨量が100ミリメートルを越えると予想されるとき。
- (3) その他所長が必要と認めるとき。

(関係機関)

**第4条** 規則第12条第1項第1号に定める関係機関は、別表1に掲げる機関(以下「関係機関」という。)とする。

2 所長は、規則第11条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第5条** 規則第15条の規定により洪水警戒体制を解除する場合とは、気象、水象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、規則第12条第1項第1号に掲げる関係機関のうち、石垣島地方気象台を除く各機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第6条** 規則第16条第1項第2号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- (1) ダム本体及び貯水池等について調査又は補修を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(土木建築部長の承認事項)

**第7条** 規則第16条第1項第2号の規定により放流を行うときは、バルブ等の操作方法についてあらかじめ土木建築部長の承認を受けなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第8条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため、下記の既得用水と下記地点における河川維持流量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

既 得 用 水		河川維持流量	
区 分	最大水量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	地 点	流 量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
石垣市上水道用水	0.141	石垣市上水取水地点	0.010
熱帯農業研究所用水	0.019	平喜名堰下流	0.202

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

**第9条** 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、関係機関及び一般に通知並びに警報を行わなければならない。

- (1) ダムからの放流により宮良川本川と底原川の合流点の直上流において30分につき30センチメートル以上の水位の変動が生じると予想される時。
- (2) 水位がサーチャージ水位を超えると予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

**第10条** 所長は、前条各号の一に該当する場合においては、関係機関に通知するとともに、ダムサイトに設置されたサイレンを吹鳴させるものとする。また、ダムサイトより宮良川本川と底原川の合流点までの区間を警報車による警報も合わせて行わなければならない。

(放流に関する通知等を行うとき)

**第11条** 所長は、第9条の各号の一に規定する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

- (1) 関係機関への通知は第9条に該当する約1時間前までに行わなければならない。
- (2) ダムサイトに設置されたサイレンの吹鳴及び警報車による警報は、第9条に該当する約30分前までに行わなければならない。

(サイレン吹鳴の方法)

**第12条** 所長は、次に定める方法によりサイレンを吹鳴させるものとする。

55秒	5秒	55秒	5秒	55秒	5秒	55秒	5秒	55秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

4分55秒

(警報車による警報の方法)

**第13条** 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- (1) 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の増加を一般に周知させるものとする。
- (2) 警報車に設置したサイレンは、前条に準じて吹鳴させるものとする。

(バルブ等の名称)

**第14条** ダムの取水ゲートは、標高上位のものから順次「第1ゲート」、「第2ゲート」、「第3ゲート」と呼称する。

2 利水放流設備は、大管径を主放流管、小管径を副放流管と呼称するものとする。

- (1) 主放流管のバルブは、下流側を主放流管主バルブ、上流側を主放流管副バルブと呼称するものとする。
- (2) 副放流管のバルブは、下流側を副放流管主バルブ、上流側を副放流管副バルブと呼称するものとする。

(バルブ等の操作)

**第15条** 取水ゲートの操作は、貯水位に応じて、次の各号の規定により操作するものとし、開かれたゲートを閉じる時は、第3ゲート、第2ゲート、第1ゲートの順序で操作するものとする。

- (1) 貯水位が標高38.0メートル以上の場合には、第1ゲートを全開する。
  - (2) 貯水位が標高35.0メートルと標高38.0メートルの間にある場合には、第1ゲート全開後引き続き第2ゲートを全開する。
  - (3) 貯水位が標高35.0メートル以下の場合には、第2ゲート全開後引き続き第3ゲートを全開する。
- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 3 主放流管主バルブ及び副放流管主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- (1) 規則第18条及び第19条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - (2) 規則第22条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他必要があるとき。
- 4 主放流管副バルブ、副放流管副バルブは次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- (1) 規則第22条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (2) その他必要があるとき。

- 5 取水ゲート、主放流管副バルブ、副放流管副バルブは、全閉若しくは全開状態で使用するものとし、中間開度で使用してはならない。
- 6 ダムに貯留された水を放流バルブから放流する場合には、原則として放流量が毎秒0.4立方メートル以上の場合にあっては、主放流管主バルブにより、これ以下の場合にあっては、副放流管主バルブにより放流するものとする。
- 7 貯留された水を放流管バルブから放流する場合には、原則として、取水ゲートを先に開き、放流管内に水が満ちたことを確認後、放流管バルブを開けるものとする。

(点検及び整備)

**第16条** 規則第22条に規定する点検及び整備の方法は、別表第2に定める点検整備基準により行うものとする。

(観測)

**第17条** 規則第23条に規定する観測は、別表第3に定める観測基準により行うものとする。

(記録)

**第18条** 規則第24条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 第16条の規定による点検及び整備結果
- (2) 第17条の規定による観測結果
- (3) ダム本体及び関連施設、貯水池及び貯水池上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- (5) その他必要があるとき。

(報告事項)

**第19条** 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 規則第11条の規定により、洪水警戒体制をとったとき及び規則第15条の規定により、洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規則第13条の規定により、洪水調節等を行ったとき。
- (3) ダム本体、附属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたととき。
- (4) その他報告しなければならない事態が発生したとき。

(雑則)

**第20条** 所長は、この細則を施行するため必要がある場合には、ダムの操作実施要領を定めることができる。

2 前項の要領を定め、又は変更したときは、知事に報告するものとする。

#### 附 則

この細則は、昭和59年12月24日から適用する。

別表第1(第4条及び第9条関係)

通知の相手方		所在地		連絡方法
名称	担当機関の名称			
石垣市長	石垣市役所企画室	石垣市美崎町14	09808 - 2 - 9911	公社線
八重山警察署長	八重山警察署警備係	石垣市美崎町16	09808 - 2 - 3143	公社線
	白保警察官駐在所	石垣市字白保268 - 34	09808 - 6 - 7003	
宮良川土地改良事務所長	主任技術	石垣市字登野城1263	09808 - 2 - 7142	公社線
石垣農業水利事業所長	庶務課	石垣市字平得275	09808 - 2 - 5846	公社線

点 検 整 備 基 準

区 分	点 検 及 び 整 備 基 準
<p>1 ダム本体</p> <p>2 ゲート</p>	<p>上下流法面の状態、漏水、沈下、水平変位、天端路面の状態、ひびわれ、その他外観上の異常を常に監視し、これらを観測測定する計器、用具等は常に機能を発揮し得るよう毎月1回点検整備すること。</p> <p>(1) 油圧機器は、配管系統の漏油、油タンクの油面低下、油温度等常に監視すること。 油圧機器の作動タンクの油面は全閉状態で最高位置に注油し、その取替時期は年に1回サンプルテストを受けて決定すること。 油圧機器のオーバーホールは作動油取替時に行い、配管分配弁の点検は3ヶ月に1回行うこと。 開閉器が確実に作動し、ゲートが所定の位置で確実に作動し、及び停止するかを点検確認すること。 捲上機の外観上の点検は常に行うものとし、各軸受、捲胴軸等のグリスニップル又はグリスカップルには、運転前に十分注油すること。 捲上機の歯車にはギヤグリスを前面に塗布しておくこと。 歯車に油が切れて金属面が露出し噛合いの障害を起こし、又は金粉、砂等の付着した場合は、洗油で十分洗浄し、ギヤグリスを塗布しておくこと。</p> <p>(2) ゲートの点検整備は渇水時期に行うが、少なくとも3ヶ月に1回は給油すること。</p> <p>(3) ゲートの止水ゴムは、流木等により損傷しやすいから渇水時期には必ず点検すること。</p> <p>(4) ゲートの塗装は5年に1回程度を標準とする。</p> <p>(5) 予備品及び保守工具は常に備え付けること。</p> <p>(6) ゲートの遠方操作及び標示が確実に作動しているか否か点検を実施すること。</p>
<p>3. 放 流 管 バ ル ブ</p>	<p>(1) 長期にわたる閉塞の場合は、バルブ内面に錆が付き運転に支障をきたす恐れがあるので毎月1回ストロークさせて錆が浮かないようにすること。</p> <p>(2) 各填座部分の漏水又は漏油が多いときはパッキング押えを均等に締め込むこと。締め代えのなくなったときは、パッキングを取り替えること。</p> <p>(3) ウォームギヤーに充分注油を行い、ボルトナットの弛緩等外部の異常を点検すること。</p> <p>(4) 開閉器が確実に作動し、バルブが所定の位置で確実に作動し、及び停止するかを点検し確認すること。</p>
<p>4 予備発電機</p>	<p>平常時は、毎月2回点検及び試運転を行って整備状況を確認し、特に起動用電圧を24ボルトに保つこと。</p>
<p>5 電 気 通 信 設 備</p>	<p>(1) 設備中、避雷器の付属しているものは毎年1回これを測定し、接地抵抗10オーム以下に保持すること。</p> <p>(2) 動力照明設備機器の接地抵抗は、毎年1回測定し、100オーム以下に保持すること。</p> <p>(3) 電線相互間及び電線と大地間との絶縁抵抗は、毎年1回測定し、10メガオーム以下に保持すること。</p> <p>(4) 変圧器の絶縁油は、2ヶ年に1回濾過して絶縁耐圧をテストし、かつ規定油量を保持するようにすること。</p>

区 分	点 検 及 び 整 備 基 準
6 放 流 警 報 設 備	(1) 管理所内の設備は、毎月1回各部の状態測定を行い、規定状態に保つこと。 (2) 警報所は、毎月1回点検整備すること。
7 標 識、手 摺 照 明 設 備	常に点検整備を行うものとし、塗装は5年に1回程度を標準とする。
8 自 記 雨 量 水 位 観 測 所	(1) 毎月1回は、ペン、インク、時計等点検整備すること。 (2) 導水管の堆砂塵芥に留意し、清掃を行うこと。
9 テレメータ ー 施 設	管理所内の設備は、日常点検のほか毎月1回の各部の、状態測定を行い規定状態に調整すること。
10 警 報 用 掲 示 板	掲示板は、3ヶ月に1回設置箇所を巡視し塗装破損状態を調べ、修理を要するものは、その対策を講じること。
11 自 動 車	各自動車は、常時良好な状態に整備しておくこと。
12 巡 視 船	毎月1回以上点検試運転を行い、機関の異常を調べるとともに船体を清掃すること。
13 繫 船 設 備	繫船施設は常に良好な状態に保つこと。
14 調 査 測 定 用 機 械 器 具	測量用機器、その他気象観測用機器及びこれらに使用する資材等は常に整備しておき、故障の場合は直ちに修理すること。
15 定 期 巡 視	週1回定期巡視を行い、ダム堤体及びその周辺庁舎、電気通信設備、機械設備、ゲート制御設備、観測設備、その他主要機器等の状態監視及び点検を行う。
16 臨 時 巡 視	震度4以上の地震、大きな洪水(流入量が20m <sup>3</sup> /s以上)及び貯水池周辺に災害等が発生したときは、すみやかに臨時巡視を行い、定期巡視と同様な状態監視及び点検等を行う。

別表第3(第17条関係)

観 測 基 準

区 分	調 査 測 定 基 準
1 気 象	気象に関する測定は、真栄里ダム管理所において、毎日午前9時に行うほか、必要に応じて随時行う。ただし、降雨量の観測は、ダム地点雨量観測所において毎正時に行うほか必要に応じて観測測定する。
2 水 象	(1) 水位の観測は、貯水池、川原水位観測所において毎正時に行う。ただし、規則第11条に規定する洪水警戒体制時には必要に応じて観測測定する。 (2) 流入量の測定は、毎日9時に行う。ただし、規則第11条に規定する洪水警戒体制時には必要に応じて観測測定するものとする。 (3) ダム(洪水吐、放流管)からの放流量の測定は、毎日9時に行うほか、バルブ等を操作するつど行うものとする。
3 堆 砂 状 況	貯水池の堆砂状況は、毎年1回実測調査を行うほか、洪水の直後において必要がある場合はその都度同一断面において実測調査を行う。

4 ダム	<p>(1) 堤体の漏水量の観測はダム下流端において、湛水開始より向こう1年は、毎日10時に測定し、以後は、毎週1回行うほか、地震の直後において必要がある場合はその都度測定する。</p> <p>(2) 堤体外部全般、沈下量、間隙水圧及び浸潤線の調査観測は、湛水開始より向う1ヶ月は毎週1回行い、以後は毎月1回行うほか、地震の直後において必要がある場合は、その都度調査観測する。</p>
5 その他	<p>貯水池周辺の崩壊</p> <p>その他の表示の移動、河川の敷地、若しくは流水の占用又は上空の横過、河川区域内における上石の採取等の状況は、毎週1回巡視を行い、異常を認めたとときは、すみやかに処理するものとする。</p>

# 座間味ダム操作規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規程に基づき、座間味ダム(以下「ダム」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

**第2条** ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

(洪水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒1.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

**第4条** 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第5条** 貯水池の常時満水位は、標高16.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

**第6条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高18.8メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

**第7条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高16.0メートルから標高18.8メートルまでの容量21,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

**第8条** 流水の正常な機能の維持は、標高7.0メートルから標高16.0メートルまでの容量35,000立方メートルのうち最大25,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

**第9条** 水道用水の供給は、標高7.0メートルから標高16.0メートルまでの容量35,000立方メートルのうち最大10,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

**第10条** 沖縄県ダム事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) ダムへの流入量が毎秒1.0立方メートルを超えると予想される時。

(2) 台風が中心が東経125度から132度までの範囲において北緯23度以北に接近し、沖縄本島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。

(3) 沖縄気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。

(4) その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

**第11条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置。

(洪水調節等)

**第12条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合においては、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第13条** 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

**第14条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなると認めるときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第15条** ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。  
 (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認めるとき。  
 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.65立方メートルとする。

(放流の原則)

**第16条** 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第17条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、ダム地点において別表第2に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

**第18条** 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において日最大45立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

**第19条** 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

**第20条** 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

**第21条** 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、その基準を定めなければならない。

(観測)

**第22条** 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

**第23条** 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、別に定めるところにより記録しなければならない。

(雑則)

**第24条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月22日から施行する。

別表第1(第11条、第19条関係)

関係機関		第11条 関係	第19条 関係
名称	担当機関		
沖縄県	土木建築部河川課	○	○
沖縄県南部土木事務所	管理課	○	○
座間味村	総務課	○	○
那覇警察署座間味駐在所		○	○
座間味消防団	総務課	○	○
沖縄気象台	予報課	○	

別表第2(第17条関係)

期間	必要水量		
	水道用水	維持流量	合計
通年	0.00193m <sup>3</sup> /s	0.00100m <sup>3</sup> /s	0.00293m <sup>3</sup> /s

# 座間味ダム操作要領

(通則)

**第1条** 座間味ダム(以下「ダム」という。)の操作については、座間味ダム操作規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(流入量)

**第2条** 規程第3条に規定する流入量は、貯水池水位の水位の変動によって算定した数値とし、次式により算出するものとする。

$$Q = V/T + Q_0$$

Q : 流入量(単位:1秒間につき立方メートル)

V : 増加した貯留量(単位:立方メートル)

T : 増加に要した時間(単位:秒)

Q<sub>0</sub> : 放流量(単位:1秒間につき立方メートル)

(洪水警戒体制)

**第3条** 所長は、規程第10条の規定により、洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第4条** 規程第14条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒0.5立方メートル以下に減少し、かつ、放流量が毎秒1.0立方メートル以下に減少したのち、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

**第5条** 所長は、規程第16条に規定する放流を行う方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前における ダムからの放流量	10分間における 放流量の増加の割合
0.53m <sup>3</sup> /S 未満	0.12m <sup>3</sup> /S 以下
0.53m <sup>3</sup> /S 以上	0.47m <sup>3</sup> /S 以下

2 所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第19条の規定により放流に関する通知及び一般に対する周知措置をとらなければならない。

(1) 水位がサーチャージ水位を超えると予想される時。

(2) 上昇する水位が常時満水位に達し、かつ、ダムからの放流により、下流に急激な水位上昇が生じると予想される時。

(3) 第5条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が予測される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

**第7条** 所長は、前条各号のいずれかに該当する場合には、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、ダム地点より下流の必要と認められる区間において、一般に周知させるための措置をとるものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

**第8条** 所長は、第6条各号のいずれかに該当する場合には、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関への通知は、第6条各号のいずれかに該当する60分前までに行わなければならない。

(2) 別表第2に掲げる地点に設置されたサイレン及び警報車による警報は、第6条第1号に該当する場合には60分前までに、また、同条第2号及び第3号に該当する場合には下流の各地点において河川水位の急激な変動が予想される約30分前までに行わなければならない。

(サイレンの吹鳴方法)

**第9条** 所長は、次に定める方法によりサイレンを吹鳴させるものとする。

55秒 5秒 55秒 5秒 55秒  
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴  
←————— 2分55秒 —————→

(警報車による警報の方法)

**第10条** 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- (1) 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを一般に周知させるものとする。
- (2) 警報車に設置したサイレンによる警報が必要と認める場合は、前条の規定に準じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

**第11条** 非常用放流管の下流側にあるものを非常用放流主ゲート、上流側にあるものを非常用放流副ゲートと呼称する。

- 2 維持用水放流管の下流側にあるものを維持用水主バルブ、上流側にあるものを維持用水副バルブと呼称する。
- 3 水道用水取水管の下流側にあるものを水道用水主バルブ、上流側にあるものを水道用水副バルブと呼称する。

(ゲート等の操作)

**第12条** 非常用主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全閉しておくものとする。

- (1) 規程第15条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
- (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
- (3) その他、特に必要があるとき。
- 2 河川維持用主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。
  - (1) 規程第17条の規定により、ダムから放流を行う必要があるとき。
  - (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 3 非常用副ゲート及び河川維持用副バルブは次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。
  - (1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (2) その他、特に必要があるとき。
- 4 揚水ポンプは、次の各号に掲げる場合を除き、常に停止しておくものとする。
  - (1) 規程第18条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。

(洪水吐きの名称)

**第13条** 堤体中央部にある洪水吐きを常用洪水吐き(ゲートレス)といい堤体上部にある洪水吐きを非常用洪水吐き(ゲートレス)という。

(計測、点検及び整備)

**第14条** 規程第21条に規定する計測、点検及び整備は別に所長が定める「座間味ダム点検・整備基準」により行うものとする。

(観測)

**第15条** 規程第22条に規定する観測は、別に所長が定める「座間味ダム観測基準」により行うものとする。

(記録)

**第16条** 規程第23条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) ゲート等の操作
- (2) 第14条の規定による計測、点検及び整備結果。
- (3) 第15条の規定による観測結果。
- (4) ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害状況。
- (5) 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- (6) その他、特記すべきこと。

(報告事項)

**第17条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

- (1) 規程第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規程第14条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規程第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (3) ダム本体、附属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- (4) ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25gal 以上、または、ダム近傍の地域について発表された気象庁震度階が4以上であるとき。
- (5) その他、報告しなければならない事態が発生したとき。

(ダム管理月報およびダム管理年報の作成)

**第18条** 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報および管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

**第19条** 規程およびこの要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な基準等は、所長が定める。

2 前項について定め、または変更したときは、沖縄県土木建築部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、座間味ダム操作規程公布の日から施行する。

**別表第1** 関係機関(第4条、第7条、第8条関係)

関係機関		所在地	4条	7条	8条	連絡 方法 電話・ FAX 等電話・ FAX 等 電話・FAX 等 FAX 等電話
名称	担当機関					
沖縄県	土木建築部河川課	那覇市泉崎1-2-2	○	○	○	FAX 等電話 ・FAX 等電話 ・FAX 等
沖縄県南部土木事務所	管理課	那覇市旭町112-18	○	○	○	電話・FAX 等 電話・ FAX 等電話
座間味村	総務課	座間味村座間味109	○	○	○	・FAX 等
那覇警察署座間味駐在所		座間味村座間味166	○	○	○	
座間味消防団	総務課	座間味村座間味109	○	○	○	
沖縄気象台	予報課	那覇市樋川1-15-15	○			

報局(第8条関係)

警報局名	設置場所	方法
座間味ダム	座間味村座間味825-2	有線

# 倉敷ダム操作規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、倉敷ダム(以下「ダム」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

**第2条** ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

(洪水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒13.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

**第4条** 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第5条** 貯水池の常時満水位は、標高64.2メートルとする。

(サーチャージ水位)

**第6条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高65.5メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

**第7条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高64.2メートルから標高65.5メートルまでの容量1,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

**第8条** 流水の正常な機能の維持は、標高48.0メートルから標高64.2メートルまでの容量5,900,000立方メートルのうち最大2,350,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

**第9条** 水道用水の供給は、標高48.0メートルから標高64.2メートルまでの容量5,900,000立方メートルのうち最大3,550,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

**第10条** 沖縄県ダム事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ダムへの流入量が毎秒13.0立方メートルを超えると予想されるとき。
- (2) 台風の中心が東経125度から132度の範囲において北緯23度以北に接近し、沖縄本島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。
- (3) 沖縄気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。
- (4) その他、所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

**第11条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置。

(洪水調節等)

**第12条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第13条** 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きから自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

**第14条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認めたときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第15条** ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。  
 (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由により必要があるとき。  
 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒25立方メートルとする。

(放流の原則)

**第16条** 所長は、放流管から放流する場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第17条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、別表第2の左欄に掲げる地点における同表の中欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

**第18条** 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において日最大71,000立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

**第19条** 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

**第20条** 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

**第21条** 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、全高の計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、その基準を定めなければならない。

(観測)

**第22条** 所長は、ダム操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

**第23条** 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び準備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、別に定めるところにより記録しなければならない。

(雑則)

**第24条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月22日から施行する。

別表第1(第11条、第19条関係)

関係機関		第11条 関係	第19条 関係
名称	担当機関		
沖縄県	土木建築部河川課	○	○
中部土木事務所	維持管理課	○	○
沖縄市	総務課	○	○
沖縄警察署	警備課	○	○
沖縄県企業局	配水管理課	○	○
沖縄市消防本部		○	○
沖縄气象台	予報課	○	

別表第2(第17条関係)

地点名	期間	流量(m <sup>3</sup> /sec)
ダム地点	通年	0.062
基準地点	通年	0.328

# 倉敷ダム操作要領

(通則)

**第1条** 倉敷ダム(以下「ダム」という。)の操作については、倉敷ダム操作規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(流入量)

**第2条** 規程第3条に規定する流入量は、貯水池水位の水位に変動によって算出した数値とし、次式により算出するものとする。

$$Q=V / T + Q_0 - Q_i$$

Q:流入量(単位:1秒間につき立方メートル)

V:増加した貯留量(単位:立方メートル)

T:増加に要した時間(単位:秒)

Q<sub>0</sub>:放流量(単位:1秒間につき立方メートル)

Q<sub>i</sub>:注水量(単位:1秒間につき立方メートル)

(洪水警戒体制)

**第3条** 所長は、規程第10条の規定により、洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第4条** 規程第14条に規定する洪水警戒体制を解除する場合は、流入量が毎秒7立方メートル以下に減少し、かつ放流量が毎秒13立方メートル以下に減少したのち、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

**第5条** 所長は、規程第16条の規定により放流管から放流を行う方法は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 河川放流管からの放流は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量(Q)	10分間における放流量の増加の割合
0.00 m <sup>3</sup> /S ~ 0.060 m <sup>3</sup> /S	0.06 m <sup>3</sup> /S 以下
0.06 m <sup>3</sup> /S ~ 0.364 m <sup>3</sup> /S	0.32 m <sup>3</sup> /S 以下

(2) 非常用放流管からの放流は、下流に急激な水位の変動を生じないように行うものとする。

2 所長は、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第19条の規定により放流に関する通知及び一般に対する周知措置をとらなければならない。

(1) 水位がサーチャージ水位を超えると予想される時。

(2) 上昇する水位が常時満水位に達し、かつ、ダムからの放流により下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。

(3) 第5条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

**第7条** 所長は、前条各号のいずれかに該当する場合には、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、ダム地点より比謝川合流点までの必要と認められる区間において、一般に周知させるための措置をとるものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

**第8条** 所長は、第6条各号の一に該当する場合には、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関への通知は、第6条各号のいずれかに該当する60分前までに行わなければならない。

(2) 別表第2に掲げる地点に設置されたサイレン及び警報車による警報は、第6条第1号に該当する場合には60分前までに、また同条第2号及び第3号に該当するにあたっては下流の各地点において河川水位の急激な変動が予想される30分前までに行わなければならない。

(サイレンの吹鳴方法)

**第9条** 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。

55秒 5秒 55秒 5秒 55秒  
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴  
← 2分55秒 →

(警報車による警報の方法)

**第10条** 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- (1) 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを一般に周知させるものとする。
- (2) 警報車に設置したサイレンによる警報が必要と認める場合は、前条の規定に準じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

**第11条** 取水設備は直線多重式ローラーゲートを取水ゲート、遮水板付スライドゲートを制水ゲートという。

2 利水放流設備は、ロートバルブ(φ1,000)を利水放流管主ゲートと、発電取水管から分岐した取水管に設けられた片テーパースルースバルブ(φ1,000)を利水放流管予備ゲートと呼称するものとする。また、発電機から分岐した放流管に設けられた方テーパースルースバルブ(φ1,000)を発電分岐利水放流管予備ゲートと呼称する。

3 河川維持用水放流設備には、ジェットフローゲート(φ200)を河川放流管主バルブ、非常用放流管から分岐した取水管(φ200)に設けられた片テーパースルースバルブ(φ200)を河川放流管予備バルブと呼称するものとする。また、発電設備から分岐した放流管(φ200)に設けられた片テーパースルースバルブ(φ200)を発電分岐河川放流管予備バルブと呼称する。

4 発電設備は、発電取水管に設けられた片テーパースルースバルブ(φ700)を発電取水管バルブと呼称する。

5 非常用放流設備は、ジェットフローゲート(φ1,800)を非常用放流管主ゲート、片テーパースルースバルブ(φ1,800)を非常用放流管予備ゲートと呼称する。

(ゲート等の操作)

**第12条** 取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に規程第17条、規程第18条の規定による放流を可能ならしめるよう操作するものとする。

- (1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (2) その他、必要があるとき。
- 2 利水放流管主ゲート、河川放流管主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。
- (1) 発電を行っているとき。
  - (2) 規程第17条、規程第18条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - (3) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (4) その他、特に必要があるとき。
- 3 非常用放流管主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。
- (1) 堤体に異常が生じ、緊急に放流を行う必要が生じたとき。
  - (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 4 利水放流管予備ゲート、河川放流管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- (1) 発電を行っているとき。
  - (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 5 発電分岐利水放流管予備ゲート、発電分岐放流管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- (1) 発電を行っていないとき。
  - (2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 6 制水ゲート、非常用放流管予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- (1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。

(2) その他、特に必要があるとき。

(洪水吐の名称)

**第13条** 右岸堤体上流部にある洪水吐を常用洪水吐(ゲートレス)といい、右岸堤体下流部にある洪水吐を非常用洪水吐(ゲートレス)というものとする。

(計測、点検及び整備)

**第14条** 規程第21条に規定する計測、点検及び整備は別に所長が定める「倉敷ダム点検・整備基準」により行うものとする。

(観測)

**第15条** 規程第22条に規定する観測は、別に所長が定める「倉敷ダム観測基準」により行うものとする。

(記録)

**第16条** 規程第23条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) ゲート等の操作。
- (2) 第14条の規定による計測、点検及び整備結果。
- (3) 第15条の規定による観測結果。
- (4) ダム及び関連施設、貯水池及び貯水池上下流の被害の状況。
- (5) 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- (6) その他、特記すべきこと。

(報告事項)

**第17条** 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、速やかにその状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

- (1) 規程第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規程第14条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規程第12条の規定により洪水調節等を行ったとき。
- (3) ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- (4) ダムに設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal 以上、または、ダム近傍の地域について発表された気象庁震度階が4以上であるとき。
- (5) その他、報告しなければならない事態が発生したとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

**第18条** 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

**第19条** 規程及びこの要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な基準等は、所長が定める。

2 前項について定め、または変更したときは、沖縄県土木建築部長に報告しなければならない。

### 附 則

この要領は、倉敷ダム操作規程公布の日から施行する。

**別表第1** 関係機関(第4条、第7条、第8条関係)

関係機関		所在地	第4条 関係	第7条 関係	第8条 関係	連絡 方法
名称	担当機関					
沖縄県	土木建築部河川課	那覇市泉崎1-2-2	○	○	○	電話・FAX等
沖縄県中部土木事務所	維持管理課	宜野湾市伊佐3-4-1	○	○	○	電話・FAX等
沖縄市	総務部総務課	沖縄市仲宗根26-1	○	○	○	電話・FAX等
沖縄警察署	警備課	沖縄市胡屋2-4-3	○	○	○	電話・FAX等
沖縄県企業局	配水管理課	那覇市泉崎1-2-2	○	○	○	電話・FAX等
沖縄市消防本部		沖縄市美里5-29-1	○	○	○	電話・FAX等
沖縄気象台	予報課	那覇市樋川1-15-15	○			電話・FAX等
知花自治会						
松本自治会						

**別表第2** サイレン警報局(第8条関係)

警報局名	設置場所	方法
倉敷ダム	沖縄市字池原3409-2	有線
上知花局	沖縄市知花大石原1033	無線

# 金城ダム操作規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、金城ダム(以下「ダム」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

**第2条** ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持をその用途とする。

(洪水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒7立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

**第4条** 貯水池の水位は、貯水池内に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第5条** 貯水池の常時満水位は、標高36.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

**第6条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高49.5メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

**第7条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高36.4メートルから標高49.5メートルまでの容量340,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

**第8条** 流水の正常な機能の維持は、標高26.8メートルから標高36.4メートルまでの容量130,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

**第9条** 沖縄県ダム事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ダムへの流入量が毎秒7.0立方メートルを超えると予想される時。
- (2) 台風の中心が東経125度から132度の範囲において北緯23度以北に接近し、沖縄本島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。
- (3) 沖縄気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。
- (4) その他、所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

**第10条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置。

(洪水調節等)

**第11条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合においては、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第12条** 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

**第13条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めたときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第14条** ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第19条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由により必要があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.48立方メートルとする。

(放流の原則)

**第15条** 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第16条** 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、ダム地点において別表第2に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

**第17条** 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

**第18条** 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

**第19条** 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、その基準を定めなければならない。

(観測)

**第20条** 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

**第21条** 所長は、ゲート等を操作し、第19条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、別に定めるところにより記録しなければならない。

(雑則)

**第22条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

別表第1(第10条、第17条関係)

関係機関		第10条	第17条
名称	担当機関	関係	関係
沖縄県	土木建築部河川課	○	○
沖縄県南部土木事務所	管理課	○	○
那覇市	総務部総務課	○	○
那覇警察署	警備課	○	○
那覇市消防本部	指令情報課	○	○
沖縄気象台	予報課	○	

別表第2(第16条関係)

期間	必要水量		
	灌漑用水	維持流量	合計
6月1日～10月31日	0.0125m <sup>3</sup> /s	0.020m <sup>3</sup> /s	0.032m <sup>3</sup> /s
11月1日～5月31日	0.015m <sup>3</sup> /s	0.020m <sup>3</sup> /s	0.025m <sup>3</sup> /s

# 金城ダム操作要領

(通則)

**第1条** 金城ダム(以下「ダム」という。)の操作については、金城ダム操作規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(流入量)

**第2条** 規程第3条に規定する流入量は、貯水池水位の水位の変動によって算定した数値とし、次式により算出するものとする。

$$Q = V / T + Q_0$$

Q : 流入量(単位:1秒間につき立方メートル)

V : 増加した貯留量(単位:立方メートル)

T : 増加に要した時間(単位:秒)

Q<sub>0</sub> : 放流量(単位:1秒間につき立方メートル)

(洪水警戒体制)

**第3条** 所長は、規程第9条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第4条** 規程第13条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒3.5立方メートル以下に減少し、かつ、放流量が毎秒7立方メートル以下に減少したのち、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

**第5条** 所長は、放流管から放流を行う方法は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 河川維持用水放流管からの放流は、次に定めるところによらなければならない。

操作直前の放流量	10分間放流増加
0.00m <sup>3</sup> /s ~ 0.01m <sup>3</sup> /s	0.01m <sup>3</sup> /s 以下
0.01m <sup>3</sup> /s ~ 0.06m <sup>3</sup> /s	0.05m <sup>3</sup> /s 以下
0.06m <sup>3</sup> /s ~ 0.19m <sup>3</sup> /s	0.12m <sup>3</sup> /s 以下

(2) 非常用放流管からの放流は、下流に急激な水位の変動を生じないように行うものとする。

2 所長は、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第17条の規定により放流に関する通知及び一般に対する周知措置をとらなければならない。

(1) 水位がサーチャージ水位を超えると予想される時。

(2) 上昇する水位が常時満水位に達し、かつ、ダムからの放流により下流に急激な水位の上昇が生じると予想される時。

(3) 第5条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が予想される時。

(放流に関する通知等を行う範囲)

**第7条** 所長は、前条各号のいずれかに該当する場合には、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、ダム地点より下流の必要と認められる区間において、一般に周知させるための措置をとるものとする。

(放流に関する通知等を行うとき)

**第8条** 所長は、第6条各号のいずれかに該当する場合には、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関への通知は、第6条各号のいずれかに該当する60分前までに行わなければならない。

(2) 別表第2に掲げる地点に設置されたサイレンおよび警報車による警報は、第6条第1号に該当する場合にあっては60分前までに、また、同条第2号および第3号に該当する場合にあっては下流の各地点

において河川水位の急激な変動が予想される約30分前までに行わなければならない。

(サイレン吹鳴の方法)

**第9条** 所長は、次に定める方法により、サイレンを吹鳴させるものとする。

55秒 5秒 55秒 5秒 55秒  
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

← 2分55秒 →

(警報車による警報の方法)

**第10条** 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- (1) 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを一般に周知させるものとする。
- (2) 警報車に設置したサイレンによる警報が必要と認める場合は、前条の規定に準じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

**第11条** 河川維持用水放流設備は、ポンプを有さないものを自然放流設備、ポンプを有するものをポンプ放流設備と呼称するものとする。また、自然放流設備は左岸側にあるものから自然放流上段設備、自然放流下段設備と呼称するものとする。

- 2 自然放流上段設備は、ジェットフローゲート(φ150)を自然放流上段主バルブ、電動スルースバルブ(φ250)を自然放流上段副バルブと呼称するものとする。
- 3 自然放流下段設備は、ジェットフローゲート(φ150)を自然放流下段主バルブ、電動スルースバルブ(φ250)を自然放流下段副バルブと呼称するものとする。
- 4 ポンプ放流設備は、ジェットフローゲート(φ100)をポンプ放流主バルブ、電動スルースバルブ(φ100)をポンプ放流副バルブと呼称するものとし、ポンプは左岸側にあるものから1号低水取水ポンプ、2号低水取水ポンプと呼称するものとする。
- 5 既得用水放流設備は、ポンプを既得用水取水ポンプと呼称するものとする。
- 6 非常用放流設備は、ポンプを非常用放流ポンプと呼称するものとする。

(ゲート等の操作)

**第12条** 自然放流上段主バルブ、自然放流下段主バルブ、ポンプ放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規程第16条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
- (2) 規程第19条の規定により点検および整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他、特に必要があるとき。
- 2 自然放流上段副バルブ、自然放流下段副バルブ、ポンプ放流副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
  - (1) 規程第19条の規定により点検および整備を行うため必要があるとき。
  - (2) その他、特に必要があるとき。
- 3 1号低水取水ポンプ、2号低水取水ポンプは、次の場合に掲げる場合を除き、常に停止しておくものとする。
  - (1) 規程第16条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - (2) 規程第19条の規定により点検および整備を行うため必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 4 既得用水取水ポンプは、次の場合に掲げる場合を除き、常に停止しておくものとする。
  - (1) 規程第16条の規定によりダムからかんがい用水補給を行う必要があるとき。
  - (2) 規程第19条の規定により点検および整備を行うため必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。
- 5 非常用放流ポンプは、次の場合に掲げる場合を除き、常に停止しておくものとする。
  - (1) 堤体に異常が生じ、緊急に放流を行う必要が生じたとき。
  - (2) 規程第19条の規定により点検および整備を行うため必要があるとき。
  - (3) その他、特に必要があるとき。

(洪水吐きの名称)

**第13条** 堤体中央部にある洪水吐きを常用洪水吐き(ゲートレス)といい堤体上部にある洪水吐きを非常用洪水吐き(ゲートレス)という。

(計測、点検および整備)

**第14条** 規程第19条の規定する計測、点検および整備は別に所長が定める金城ダム点検・整備基準により行うものとする。

(観測)

**第15条** 規程第20条に規定する観測は、別に所長が定める金城ダム観測基準により行うものとする。

(記録)

**第16条** 規程第21条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) ゲート等の操作。
- (2) 第13条の規定による計測、点検および整備結果。
- (3) 第14条の規定による観測結果。
- (4) ダムおよび関連施設、貯水池および貯水池上下流の被害の状況。
- (5) 放流に伴う警報および連絡に関する事。
- (6) その他、特記すべきこと。

(報告事項)

**第17条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその状況を沖縄県知事(以下「知事」という。)に報告しなければならない。

- (1) 規程第9条の規定により洪水警戒体制をとったときおよび規程第13条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 規程第11条の規定により洪水調節等を行ったとき。
- (3) ダム本体、付属施設、貯水池および貯水池の上下流に異常を認めるとき。
- (4) ダムに設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal 以上、または、ダム近傍の地域について発表された気象庁震度階が4以上であるとき。
- (5) その他、報告しなければならない事態が発生したとき。

(ダム管理月報およびダム管理年報の作成)

**第18条** 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報およびダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

**第19条** 規程およびこの要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な基準等は、所長が定める。

2 前項について定め、または、変更したときは、沖縄県土木建築部長に報告しなければならない。

(附則)

この要領は、金城ダム操作規程公布の日から施行する。

**別表第1** 関係機関(第4条、第7条、第8条関係)

関係機関		所在	4条	7条	8条	連絡方法
名称	担当機関					
沖縄県	土木建築部河川課	那覇市泉崎1-2-2	○	○	○	電話
沖縄県南部土木事務所	管理課	那覇市旭町112-18	○	○	○	電話
那覇市	総務部総務課	那覇市泉崎1-1-1	○	○	○	電話
那覇警察署	警備課	那覇市与儀1-2-9	○	○	○	電話
那覇市消防本部	指令情報課	那覇市銘川2-3-8	○	○	○	電話
沖縄気象台	予報課	那覇市樋川1-15-15	○			電話

**別表第2** サイレン警報局(第8条関係)

警報局名	設置場所	方法
金城ダム	那覇市繁多川4-553-2	有線
繁多川	那覇市繁多川3-527	無線
寒川	那覇市松川3-20-1	無線
松川	那覇市松川2-289-2	無線

# 我喜屋ダム操作規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、我喜屋ダム(以下「ダム」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

**第2条** ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

(洪水)

**第3条** 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒1.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

**第4条** 貯水池の水位は、ダムの本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

**第5条** 貯水池の常時満水位は、標高45.7メートルとする。

(サーチャージ水位)

**第6条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高47.5メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

**第7条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高45.7メートルから標高47.5メートルまでの容量64,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

**第8条** 流水の正常な機能の維持は、標高34.2メートルから標高45.7メートルまでの容量186,000立方メートルのうち最大137,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

**第9条** 水道用水の供給は、標高34.2メートルから標高45.7メートルまでの容量186,000立方メートルのうち最大49,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

**第10条** 沖縄県ダム事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ダムへの流入量が毎秒1.0立方メートルを超えると予想される時。
- (2) 台風の中心が東経125度から132度までの範囲において北緯23度以北に接近し、沖縄島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。
- (3) 沖縄気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。
- (4) その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

**第11条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

**第12条** 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合においては、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

**第13条** 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

**第14条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認めるときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

**第15条** ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

- (1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.49立方メートルとする。

(放流の原則)

**第16条** 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

**第17条** 所長は、流水の正常な機能の維持のために必要があると認めるときは、ダム地点において別表第2に定める期間に応じた同表に定める水量を確保するよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

**第18条** 所長は、水道用水の供給のために必要があると認める場合には、ダム地点において日最大440立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

**第19条** 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、別表第1に掲げる関係機関(沖縄気象台を除く。)に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

**第20条** 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

**第21条** 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うための基準を定めなければならない。

(観測)

**第22条** 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

**第23条** 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しなければならない。

(雑則)

**第24条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月29日から施行する。

別表第1(第11条、第19条関係)

関係機関	
名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
沖縄県	土木建築部北部土木事務所
伊平屋村	総務課
本部警察署	伊平屋駐在所
伊平屋村消防団	伊平屋村総務課
沖縄気象台	予報課

別表第2(第17条関係)

期間	必要水量	必要水量内訳		
		灌漑用水	維持用水	水道用水
1月1日から2月28日まで	0.0066m <sup>3</sup> /s	0.0000m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
3月1日から3月15日まで	0.0135m <sup>3</sup> /s	0.0069m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
3月16日から6月20日まで	0.0121m <sup>3</sup> /s	0.0055m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
6月21日から7月31日まで	0.0066m <sup>3</sup> /s	0.0000m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
8月1日から8月15日まで	0.0142m <sup>3</sup> /s	0.0076m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
8月16日から10月20日まで	0.0124m <sup>3</sup> /s	0.0058m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s
10月21日から12月31日まで	0.0066m <sup>3</sup> /s	0.0000m <sup>3</sup> /s	0.0015m <sup>3</sup> /s	0.0051m <sup>3</sup> /s

# 我喜屋ダム操作要領

(通 則)

**第1条** 我喜屋ダム(以下「ダム」という。)の操作については、我喜屋ダム操作規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(流入量)

**第2条** 規程第3条に規定する流入量は、貯水池水位の水位の変動によって算定した数値とし、次式により算定するものとする。

$$Q = V/T + Q_0$$

Q: 流入量(単位: 1秒間につき立方メートル)

V: 増加した貯留量(単位: 立方メートル)

T: 増加に要した時間(単位: 秒)

Q<sub>0</sub>: 放流量(単位: 1秒間につき立方メートル)

(洪水警戒体制)

**第3条** 所長は、規程第10条の規程により、洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第4条** 規程第14条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒0.5立方メートル以下に減少し、かつ、放流量が毎秒1.0立方メートル以下に減少したのち、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(放流の原則)

**第5条** 所長は、規程第16条に規定する放流を行う方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前における ダムからの放流量	10分間における 放流量の増加の割合
0.547 m <sup>3</sup> /s未満	0.18 m <sup>3</sup> /s以下
0.547 m <sup>3</sup> /s以上	0.45 m <sup>3</sup> /s以下

2 所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、前項によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第19条の規定により放流に関する通知及び一般に対する周知措置をとらなければならない。

- 1) 水位がサーチャージ水位を超えると予想されるとき。
- 2) 上昇する水位が常時満水位に達し、かつ、ダムからの放流により下流に急激な水位上昇が生じると予想されるとき。
- 3) 第5条第2項の規定によりやむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が予測されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

**第7条** 所長は、前条各号のいずれかに該当する場合においては、別表第1に掲げる関係機関に通知するとともに、ダム地点より下流の必要と認められる区間において、一般に周知させるための措置をとるものとする。

- 152 -

(放流する通知等を行うとき)

**第8条** 所長は、第6条各号のいずれかに該当する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号に定める時刻に実施しなければならない。

- 1) 別表第1に掲げる関係機関への通知は、第6条各号のいずれかに該当する60分前までに行わなければならない。

- 149 -

- 2) 別表第2に掲げる地点に設置されたサイレン及び警報車による警報は、第6条第1号該当する場合にあっては60分前までに、また、同条第2号及び第3号に該当する場合にあっては下流の各地点において河川水位の急激な変動が予想される約30分前までに行わなければならない。

(サイレンの吹鳴方法)

**第9条** 所長は、次に定める方法により、サイレンを吹鳴させるとともに放送による警報も併せて行うものとする。

55秒 5秒 55秒 5秒 55秒  
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

←————— 2分55秒 —————→

(警報車による警報の方法)

**第10条** 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 1) 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位の上昇の見込みを一般に周知させるものとする。
- 2) 警報車に設置したサイレンによる警報が必要と認める場合は、前条の規定に準じて吹鳴させるものとする。

(ゲート及びバルブの名称)

**第11条** 取水塔の外部にあるゲートを上位標高から1号取水ゲート、2号取水ゲート、3号取水ゲート、水位低下取水ゲートと呼称する。

- 2 取水塔内にあるゲートを修理用ゲートと呼称する。
- 3 下流バルブ操作室のφ100ジェットフローゲートは河川維持放流主ゲート、φ100高圧スライドゲートは河川維持放流副ゲートと呼称する。
- 4 下流バルブ操作室のφ200ジェットフローゲートは水位低下放流主ゲート、φ200高圧スライドゲートは水位低下放流副ゲートと呼称する。
- 5 下流バルブ操作室のφ150バタフライバルブは水道用バルブと呼称する。

(ゲート等の操作)

**第12条** 水位低下取水ゲートは、次の各号に掲げるを除き常に全閉しておくものとする。

- 1) 規程第15条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - 2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - 3) その他、特に必要があるとき。
- 2 修理用ゲートは次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。
- 1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - 2) その他、特に必要があるとき。
- 3 河川維持放流主ゲートは次の各号に掲げる場合を除き全閉しておくものとする。
- 1) 規程第17条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - 2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - 3) その他、特に必要があるとき。
- 4 河川維持放流副ゲートは次の各号に掲げる場合を除き全開しておくものとする。
- 1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。

- 153 -

- 2) その他、特に必要があるとき。
- 5 水位低下放流主ゲートは次の各号に掲げる場合を除き全閉しておくものとする。
- 1) 規程第15条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - 2) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - 3) その他、特に必要があるとき。
- 6 水位低下放流副ゲートは次の各号に掲げる場合を除き全開しておくものとする。
- 1) 規程第21条の規定により点検及び整備を行う必要があるとき。
  - 2) その他、特に必要があるとき。
- 7 水道用バルブは次の各号に掲げる場合を除き全閉しておくものとする。
- 1) 規程第18条の規定によりダムから放流を行う必要があるとき。
  - 2) その他、特に必要があるとき。

(洪水吐の名称)

**第13条** 堤体中央部にある洪水吐きを常用洪水吐き(ゲートレス)といい、堤体上部にある洪水吐きを非常用

洪水吐き(ゲートレス)という。

(計測、点検及び整備)

**第14条** 規程第21条に規定する計測、点検及び整備は別に所長が定める「我喜屋ダム点検・整備基準」により行うものとする。

2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25galを超えたとき、又はダム近傍の地域について沖縄気象台により発表された気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

**第15条** 規程第22条に規定する観測は、別に所長が定める「我喜屋ダム観測基準」により行うものとする。

(記録)

**第16条** 規程第23条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 1) ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
- 2) 第14条の規定による計測、点検及び整備結果。
- 3) 第15条の規定による観測結果。
- 4) ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害状況。
- 5) 放流に伴う警報及び連絡に関する事。
- 6) その他、特記すべき事。

(報告事項)

**第17条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかにその状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

- 1) 規程第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規程第14条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 2) 規程第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 3) ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めるとき。
- 4) ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25gal以上、または、ダム近傍の地域について発表された気象庁震度階が4以上であるとき。
- 5) その他、報告しなければならない事態が発生したとき。

**第18条** 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及び管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

**第19条** 規程及びこの要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な基準等は、所長が定める。

2 前項について定め、または変更したときは、沖縄県土木建築部長に報告しなければならない。

## 附 則

この要領は、我喜屋ダム操作規程公布の日から施行する。

### 別表第1 関係機関(第4条、第7条、第8条関係)

機 関 名		所在地	第4条	第7条	第8条	連絡方法
名称	担当機関					
沖縄県	河川課	那覇市泉崎1-2-2	○	○	○	電話・FAX等
沖縄県	北部土木事務所	名護市大南1-13-11	○	○	○	電話・FAX等
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋251	○	○	○	電話・FAX等
本部警察署	伊平屋駐在所	伊平屋村字我喜屋256	○	○	○	電話・FAX等
伊平屋村消防団	伊平屋村総務課	伊平屋村字我喜屋251	○	○	○	電話・FAX等 電話・FAX等
沖縄気象台	予報課	那覇市樋川1-15-15	○			

### 別表第2 警報局(第8条関係)

警報局名	設置場所	方法
我喜屋ダム	伊平屋村字我喜屋814	有線

# 真嘉比遊水地操作規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、真嘉比遊水地(以下「遊水地」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(遊水地の用途)

**第2条** 遊水地は、安里川及び真嘉比川の洪水調節をその用途とする。

(定義)

**第3条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 上池 遊水地上流部に設置された池
- (2) 中池 上池の下流部に設置された池
- (3) 下池 中池の下流部に設置された池
- (4) 排水施設 上池、中池及び下池の各々に設置されているオリフィス及び非常用ゲート
- (5) 外水位計 遊水地の上流の真嘉比川に設置する水位計

(洪水)

**第4条** 洪水は、上池の上流側に設置された越流堤の外水位が標高22メートル以上である場合における真嘉比川の流水とする。

(水位)

**第5条** 河川水位は、外水位計により測定するものとする。

(洪水警戒体制)

**第6条** 沖縄県南部土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 沖縄気象台から遊水地流域を含む地域に降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

**第7条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに別表に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置をとらなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

**第8条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならない。

(流入及び越流に関する通知及び警告)

**第9条** 所長は、遊水地への流入及び遊水地からの越流により危害を生じる恐れがあると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知を図り、又は遊水地利用者に警告するために必要な措置をとらなければならない。

(非常用ゲートの操作)

**第10条** 所長は、遊水地内の貯留水が自然排水されない場合は、真嘉比川の水位が低下したときに限り、非常用ゲートの操作を行うことができる。この場合において、遊水地下流に急激な水位の変動を生じさせないようにしなければならない。

(点検及び整備)

**第11条** 所長は、排水施設その他の遊水地に係る施設を常に良好な状態に保つため必要な点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

**第12条** 所長は、遊水地を管理するため必要な気象、水象等の観測を行わなければならない。

(記録)

**第13条** 所長は、第9条の規定により通知及び警告を行い、第10条の規定により非常用ゲートを操作し、第11条の規定により点検及び整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定めるところによりこれを記録しなければならない。

(雑則)

**第14条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年8月28日から施行する。

別表(第7条関係)  
関係機関

名称	担当機関
沖縄県知事	土木建築部河川課
沖縄気象台	予報課
那覇市長	総務部総務課市民防災係
那覇警察署長	警備課

# 沖縄県水防協議会条例

昭和56年3月30日  
条例第8号  
改正平成11年12月27日  
条例第54号

沖縄県水防協議会条例をここに公布する。

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第8条第1項の規定に基づき、沖縄県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

全部改正〔平成11年条例54号〕

(委員の任期)

第2条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第54号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 水 防 法

(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)

最終改正：平成 18 年 6 月 2 日号外法律第 50 号

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第 2 章 水防組織

(市町村の水防責任)

第 3 条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第 3 条の 2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第 3 条の 3 水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防

事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域につい

て二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、そ

の区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

3 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

4 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第 3 章 水防活動

#### ( 河川等の巡視 )

第 9 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### ( 国の機関が行う洪水予報 )

第 10 条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前 2 項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

#### ( 都道府県知事が行う洪水予報 )

第 11 条 都道府県知事は、前条第 2 項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

#### ( 水位の通報及び公表 )

第 12 条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第 10 条第 3 項若しくは前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超過するときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者

に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第 13 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項に規定する指定区間外の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第 5 条第 1 項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（浸水想定区域）

第 14 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第 11 条第 1 項又は前条第 2 項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第 15 条 市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、前条第 1 項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 洪水予報等（第 10 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 11 条第 1 項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法
- 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 2 市町村防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3 第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項のうち洪水時において同法第 2 条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、災害対策基本法第 17 条第 1 項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第 1 項中「市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第 17 条第 1 項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第 44 条第 1 項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第 2 項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前 2 項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

第 16 条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損

害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行

動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防

機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### 第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第 32 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(水防協議会)

第 33 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長 1 人及び委員 25 人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 34 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(水防訓練)

第 35 条 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

#### 第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 36 条 水防管理者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項 の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第 37 条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 水防に関する調査研究を行うこと。

四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第 38 条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第 39 条 水防管理者は、第 37 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第 37 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第 40 条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第 6 章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第 41 条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第 42 条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町

村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第 43 条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(費用の補助)

第 44 条 都道府県は、第 41 条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

## 第 7 章 雑則

(第 24 条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第 45 条 第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第 46 条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第 47 条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第 48 条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第 50 条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第 51 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第 8 章 罰則

第 52 条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第 53 条 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 121 条の規定の適用がある場合を除き、第 21 条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第 20 条第 2 項の規定に違反した者
- 三 第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【附則 省略】

附 則(平成 18 年 6 月 2 日号外法律第 50 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 1 条のうち水防法第 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

# 水防法の施行について

昭和 24・5・27 河第 13 号  
各都道府県知事あて 建設事務次官通牒

## 水防法の施行について

周知の如く近年の水害の実状にかんがみ、水防を推進し、水防組織を整備し、水防活動を強化する等の緊急の必要があるので、今回第 5 回国会において水防法が制定せられ、8 月初旬には施行の見込であるから、各位は別紙により趣旨の普及徹底をはかり、もって本法施行上遺憾なきを期せられたく、依命通牒する。

### (別紙) 水防法の施行について

#### 1. 本法の趣旨の普及徹底

近来河川の荒廃甚だしく為に水害が頻発するにも拘らず、河川改修、災害復旧に関する予算は窮迫せる国家財政と経済九原則等の下に極度の圧縮をうけ、その工事は捗々しく進まない。しかしこの状態は食糧増産上將又は生産復興上 1 日も放置することを許されないので、各都道府県市町村等においては、地方自治の本旨にもかんがみ、郷土愛護の精神を振起し、僅少なる経費をもって最大の効果を発揮し国土の保全を計る為本法により益々水防態勢を強化し水防活動を活発化する必要があることを一般に周知徹底せしめること。

上記のため、市町村、水害予防組合、河川協会、治水期成同盟会等関係団体の協力を求める凡ゆる機会を利用し、映画、講演会、講習会、座談会、雑誌、ラジオ、新聞、ピラ、ポスター等の手段により、本法の趣旨徹底を計ること。

#### 2. 水防計画

都道府県(以下府県と略称する)の設定する水防計画は、府県の管理する量水標の監視、府県下全般に亘る連絡通信系統、府県の管理する水閘門の操作、水防団および消防機関の相互協力の大綱、府県職員の任務分担、水防予備資材の備蓄、隣接府県との連絡協力等、一般的大綱的なものとする。

水防管理団体の水防計画は、より詳細に、より具体的に、凡ゆる想定しうる事態を予期し作成しておくこと。

水防計画は、毎年これを作成し建設大臣又は都道府県知事の承認をうけること、これを変更したときは、その都度承認をうけること。

建設大臣の承認を受けたときはその都度これを遅滞なく国家消防庁長官に報告すること。

#### 3. 水防の責任

水防の責任は、水害予防組合、市町村等が第 1 に負うべきものとせられたが、これは河川法に基づく河川管理者の水防責任を些かも軽減するものではなく、本法は下級公共団体の自主性を尊重しつつ、河川法第 23 条第 2 項、第 3 項により下級公共団体の

為すべき事項を明確に具体的に規定した趣旨であること。

#### 4. 水防団と消防機関の関係

本法により新たに水防団の設置が認められたのであるが、これは主として現在各地に存する水防団に法的根拠を与えようとする趣旨であり、消防機関にて水防を行いうるに拘らず、これが設置を奨励する趣旨では決してない。殊に同一市町村に両者が併立することは、指揮上の混乱を来し財政上過重なる負担を招き、市町村行政の円滑なる運営上却って障害を来す恐れもあるので、これを厳に禁じ、ただ数市町村に亘る水害予防組合において関係市町村、消防機関が緊密に協力するも水防事務を十分処理しえない場合等、真に已むをえないときに限り水防団の設置を認めるよう指導すること。

水害予防組合の区域内に存する水防団及び消防機関は、いづれも水防管理者の統制に服し相互緊密に協力活動すべきこと。

本法附則による消防法の改正は、消防組織法の消防の任務からは水災の被害軽減を除かないから水防も消防の任務であるが、消防機関の活動は水防に関しては消防法によらず、すべて水防法によることを明らかにしたものであること。

#### 5. 都道府県水防協議会

府県水防協議会委員は、府県会議員、土木関係職員、通信関係職員、警察関係職員、消防関係職員、地方建設局関係職員、水害予防組合関係者、河川協会等の代表者、水利組合の代表者、気象関係職員、輸送関係者、市町村長会代表、重要な堰堤、水閘門等工作物の管理者等、水防に密接な関係ある官民の知識技術経験を網羅すること。

#### 6. 水防活動

気象官署との連絡方法を協定しておくこと。

水防用車馬の標識を定め一般に周知させておくこと。

水防信号の種類及び方法を定め一般に周知せしめておくこと。尚水防信号を定めるに当たっては、消防法による消防信号を考慮し、混乱を来さぬよう特に留意すること。

各種通信施設の使用、利用に関し協定しておくこと。

#### 7. 知事の指示権

水防活動は水害予防組合の区域、市町村の区域の住民の共同防禦の精神の発露であるから、極力その自覚により積極的に決議するよう指導しなるべく強制を避け、指示権も概ね技術的事項に限定すること。但し已をえざる場合河川法第22条第1項によるは妨げないこと。

#### 8. 指定水防管理団体

指定管理団体の指定は、過去の経験現在の河川の状況又は当該管理団体の財政状態等を併せ考慮し極力厳選の上重点的にこれを行い、府県水防計画承認申請の際、同時にこれを報告すること。

指定管理団体の水防協議会の構成は、概ね府県水防協議会に準じ且関係部落代表等を参加させること。

水防団及び消防機関の出動すべき警戒水位は、従来のを再検討し、府県知事において明確に指定しておくこと、このため各指定管理団体は必ず一個以上の量水標を設置し警戒水位を明確に表定して置くこと。

#### 9. 費用負担

地方財政窮迫の折柄、水防に要する経費は極力合理的に使用すること。なお建設省

においては資材、設備に要する費用の補助を地方財政法第 16 条により行うべく折衝中であるが、府県としてもできるだけ水防管理団体を援助せられたいこと。

水防応援費（第 16 条）について協議が調はないときは、府県においてあっ旋の上円満な解決を計ること。

10. 水防に関する報告

水防団又は消防機関が出動して水防作業を行った場合は、その状況を直ちに報告すること。

水防訓練を行った場合は、その状況を直ちに報告すること。

11. 本法施行上必要な水害予防組合の整備を行い、効果の大なるものはこれを助長すると共に効果の少ないものは整備統合又は廃止の上、その事務を市町村に引継ぐよう指導すること。

## ○気象業務法〔抄〕

〔昭和 27・6・2〕  
〔法律 165〕

最終改正 平成 19・11・21 法律115

第 14 条の 2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 10 条第 2 項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量(はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深)を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第 11 条第 1 項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 第 13 条第 3 項の規定は、前 3 項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 17 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

第 15 条 気象庁は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

2～6 (略)

## ○気象業務法施行令〔抄〕

〔昭和 27・11・29〕  
〔政令 471〕

最終改正 平成 19・11・21 政令341

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第 6 条 法第 14 条の 2 第 1 項の規定による予報及び警報は、随時に、左の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起るおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第7条 法第15条第1項の規定による通知は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

一～二 (略)

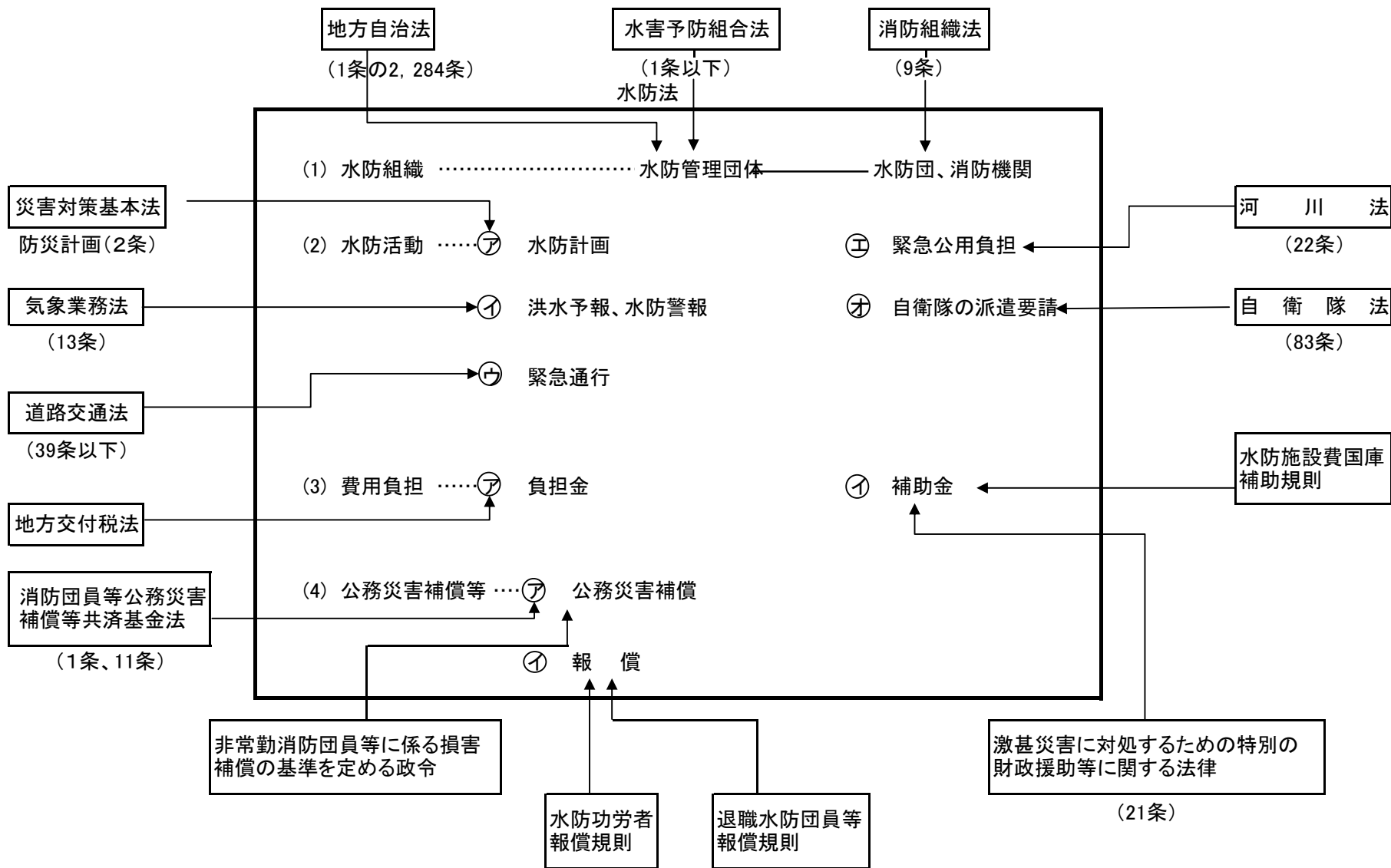
三 法第14条の2第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

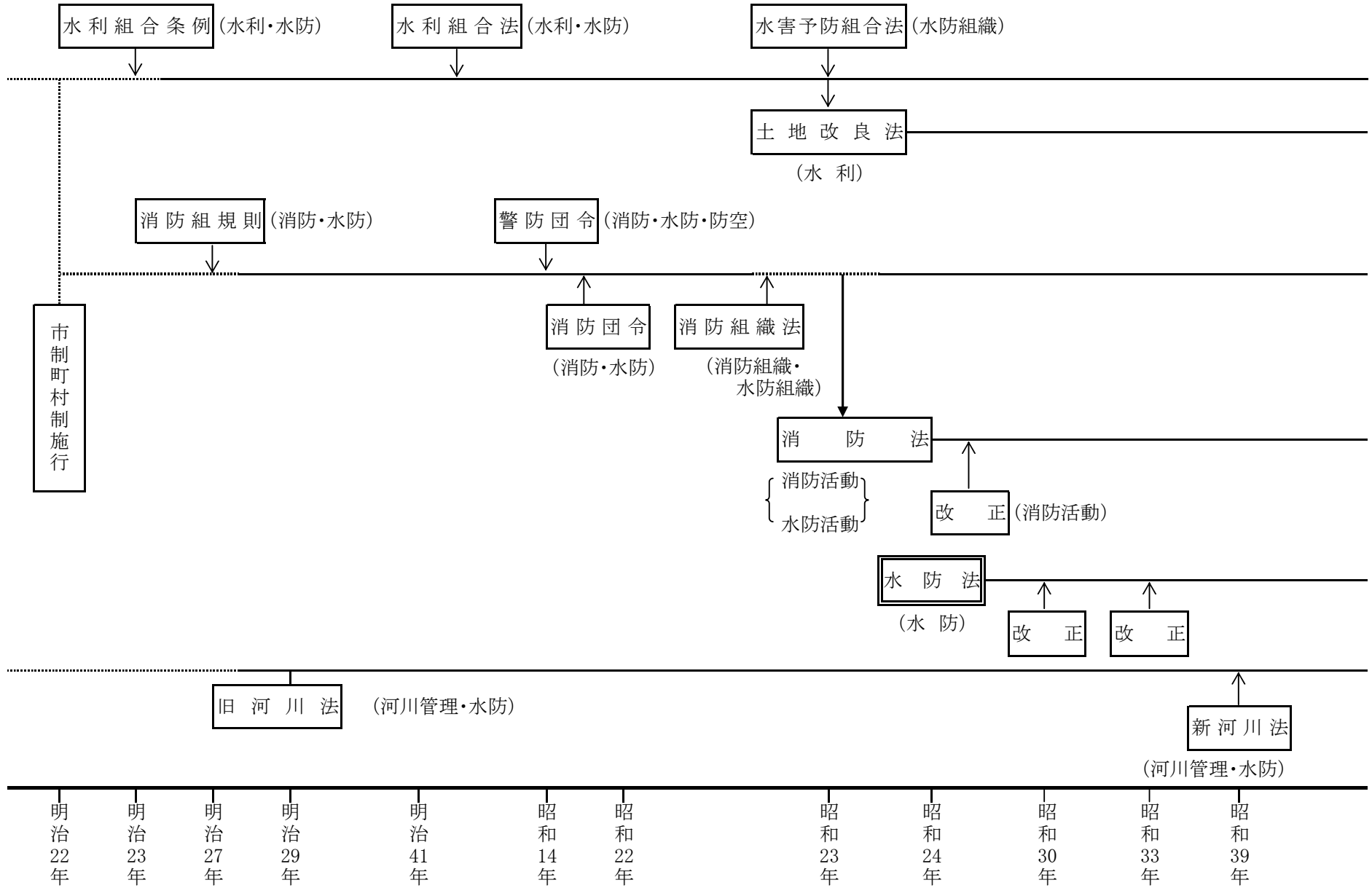
四 法第14条の2第2項又は第3項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

水防法関係フローチャート



# 水防法関係法令の推移



# 沖縄気象台管内 警報基準

発表 官署	いくつかの市町村 をまとめた地域			二次分 区区域 (市町村)	警 報														記録の 短時間 大雨 R1(mm)				
	担当 区域	一次細 分区域	市町村等を まとめた 地域		大 雨				洪 水								暴風 (m/s) <平均風速>	波浪 (m) <有義波高>		高潮 (m) <潮位・標高>			
					雨量基準(mm)		土壌 雨量 指数 基準	雨量基準(mm)		流域雨量 指数基準		複合基準											
					平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	河川名	指数	R1	河川名	指数									
R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3	河川名	指数	R1	河川名	指数											
沖縄 気象 台	沖 縄 本 島 地 方	本 島 中 南 部	南部	那覇市	70		70		156	70		70		国場川	28	50	国場川	11	25 <sup>1</sup>	6.0 <sup>2</sup>	2.0	110	
				浦添市	70		70		192	70		70											
				糸満市	70		70		187	70		70		報得川	27	50	報得川	10					
				豊見城市	60		60		206	60		60		饒波川	16								
				南城市			70		137			70		饒波川	19	60	饒波川	10					
				西原町	60		60		205	60		60											
				与那原町			70		197			70											
				南風原町	70				206	70				国場川	21								
				八重瀬町	70		80		147	70		80		報得川	18								
			宜野湾市	60		60		190	60		60												
			沖縄市	80		80		120	80		80		比謝川	15	60	比謝川	11						
			うるま市	80		80		150	80		80		天願川	18	50	天願川	10						
			読谷村	60		70		190	60		70												
			嘉手納町	70				131	70				比謝川	30	50	比謝川	22						
			北谷町	60		60		191	60		60												
			北中城村	60				191	60		60												
			中城村			70		198			70												
			渡嘉敷村			70		156			70												
		座間味村			70		217			70													
		粟国村	70		70							洪水警報は発表しない											
		渡名喜村			70							洪水警報は発表しない											
		伊是名 伊平屋			80		193			80													
		伊是名村			80					80													
		国頭 地区			70		147			70													
		大宜味村			80		166			80													
		東村			70		168			70													
		名護 地区			60		158	60		70		源河川	19	50	源河川	10							
		今帰仁村	70		70		180	70		70		大井川	15										
		本部町			70		180			70		大井川	13	50	大井川	8							
		伊江村	80		80		254					洪水警報は発表しない											
		恩納 金武地区			80		161			80													
		宜野座村	70		70		172	70		70													
金武町	70	110	70		224	70	110	70															
久米島			久米島町	70		70		178	70														
南大東島 地方気象台	大東島 地方	大東島 地方		南大東村			150			洪水警報は発表しない				25	6.0	2.8	100						
				北大東村			150			洪水警報は発表しない													
宮古島 地方気象台	宮古島 地方	宮古島 地方	宮古島	宮古島市		130	90	150		洪水警報は発表しない				25	6.0	2.0	120						
			多良間島	多良間村	90		90			洪水警報は発表しない													
石垣島 地方気象台	八重山 地方	石垣島 地方	石垣市	石垣市	60		80	121	60		80												
			竹富町	竹富町	80	210	80	157	80	210	80												
		与那国島 地方		与那国町			80	150	175			80	150										

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。

1 陸上及び各市町村の面している海域（東シナ海側、太平洋側）の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、久米島町」は陸上と海上に分けない。

2 糸満市、国頭村、名護市は、2海域（東シナ海側、太平洋側）の値である。その他の市町村は海域を分けない。

# 沖縄気象台管内 注意報基準

発表官署	いくつかの市町村をまとめた地域			二次細分区域(市町村)	注意報																雷	乾燥 <湿度>	濃霧 <視程>		
	担当区域	一次細分区域	市町村等をまとめた地域		大雨				洪水								強風 (m/s) <平均風速>	波浪 (m) <有義波高>	高潮 (m) <潮位・標高>						
					雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準	雨量基準(mm)		流域雨量指数基準		複合基準													
					平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	河川名	指数	河川名	指数												
R1	R3	R1	R3	R1	R3	R1	R3	河川名	指数	R1	河川名	指数													
沖縄気象台	沖縄本島地方	本島中南部	南部	那覇市	40		40		109	40		40			国場川	22	30	国場川	11	15 <sup>1</sup>	2.5 <sup>2</sup>	1.3	落雷等により被害が予想される場合	陸上100m または 海上500m <sup>3</sup>	
				浦添市	40		40		134	40		40													
				糸満市	40		40		130	40		40			報得川	22	30	報得川	10						
				豊見城市	40		40		144	40		40			饒波川	11									
				南城市			40		95			40			饒波川	15									
				西原町	40		40		143	40		40													
				与那原町			40		137			40													
				南風原町	40				144	40					国場川	17									
				八重瀬町	40		40		102	40		40			報得川	11									
			宜野湾市	40		40		133	40		40														
			沖縄市	40		40		84	40		40			比謝川	10										
			うるま市	40		40		105	40		40			天願川	11	30	天願川	10							
			読谷村	40		40		133	40		40														
			嘉手納町	40				91	40					比謝川	17										
			北谷町	40		40		133	40		40														
			北中城村	40				133	40																
			中城村			40		138			40														
			慶良間 粟国諸島	渡嘉敷村			50		109			50													
		座間味村				50		151			50														
		粟国村		50		50		182					洪水注意報は発表しない												
		渡名喜村				50		182					洪水注意報は発表しない												
		本島北部	伊是名 伊平屋	伊平屋村			50		135			50													
				伊是名村			40		149			40													
				国頭地区	国頭村			50		117			50												
			名護地区	大宜味村			40		132			40													
				東村			50		134			50													
				名護市	40		40		110	40		40			源河川	10									
			恩納 金武地区	今帰仁村	40		40		126	40		40			大井川	10									
				本部町			40		126			40			大井川	10	30	大井川	8						
				伊江村	40		40		177					洪水注意報は発表しない											
久米島	久米島町		50		50		124	50		50															
南大東島 地方気象台	大東島 地方	大東島 地方	南大東村				100				洪水注意報は発表しない						15	3.0	1.5	最小50% かつ 実効60%	陸上100m または 海上500m				
			北大東村				100		洪水注意報は発表しない																
宮古島 地方気象台	宮古島 地方	宮古島 地方	宮古島	宮古島市		80	50		120		洪水注意報は発表しない						15	2.5	1.3	最小50% かつ 実効60%	陸上100m または 海上500m				
			多良間島	多良間村	60		60		洪水注意報は発表しない																
石垣島 地方気象台	八重山 地方	石垣島 地方	石垣市	石垣市	40		50		84	40		50													
			竹富町	竹富町	50	140	50		125	50	140	50													
		与那国島 地方	与那国町			50	100	140			50	100						17	2.5	1.3	最小50% かつ 実効65%	陸上100m または 海上500m			

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。

- 1 陸上及び各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、久米島町」は陸上と海上に分けない。
- 2 糸満市、国頭村、名護市は、2海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。その他の市町村は海域を分けない。
- 3 海上とは各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、久米島町」は海域を分けず海上とする。

## 警報・注意報基準一覧表の見方

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

- (1) 警報・注意報名の欄の< >内は基準として用いる気象要素等を示す。たとえば、警報の欄の「暴風<平均風速>」は、「暴風警報の基準は 10 分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、高潮警報（注意報）の欄にある<標高>は国土地理院による高さを意味する。
- (2) 警報（大雨、洪水を除く）及び強風、波浪、高潮の各注意報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥、濃霧の各注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため省略はない。
- (3) 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (4) この基準は平成 22 年 5 月 27 日現在のものである。

## 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。

- (1) 大雨及び洪水の欄中「R1=30、R3=70」であれば、「1時間雨量 30 mm以上 あるいは 3時間雨量 70 mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中において、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「川=30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

### < 参考 >

#### 土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

#### 流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

#### 平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が 30 パーセント以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

## 津波警報等の種類と発表基準

沖縄気象台

### 1 種類

津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

なお、予想される津波の到達時刻や高さなどの補足事項他を津波情報として発表する。

### 2 津波警報等の発表基準

#### (1) 警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m 以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1 m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### (2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であることを発表。

## 平成 2 3 年度 沖縄県水防協議会委員名簿

役職名	氏 名	現 職 名	代 表 区 分
会 長	仲井眞 弘 多	沖縄県知事	沖縄県知事
委 員	浦 辺 信 一	沖縄総合事務局 開発建設部長	地方整備局関係職員
”	横 山 辰 夫	沖縄気象台長	気象関係職員
”	友 部 薫	陸上自衛隊 第 1 5 旅団長	輸送関係職員
”	時 枝 俊次郎	第十一管区 海上保安本部次長	”
”	古 堅 一 成	西日本電信電話株式会社 沖縄支店長	通信関係者
”	秦 秀 人	N H K 沖縄放送局長	”
”	翁 長 雄 志	沖縄県市長会長	市長会代表
”	城 間 俊 安	沖縄県町村会長	町村会代表
”	松 田 進	沖縄県消防協会長	消防関係者
”	村 田 隆	沖縄県警察本部長	警察関係職員
”	又 吉 進	沖縄県知事公室長	消防関係職員
”	仲 田 文 昭	沖縄県企業局長	上水道・ダム管理者
”	当 間 清 勝	沖縄県土木建築部長	土木関係職員

# 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号

(電話のかけ方)

## 1、県庁からの通話

### (1) 県庁内線から各合庁等へ

北部土木事務所  
66 - 300 - 1998 (維持管理班)  
中部土木事務所  
66 - 446 - 9011 ( " )  
南部土木事務所  
66 - 500 - 1998 ( " )  
宮古事務所  
66 - 600 - 1998 (総務課)  
八重山事務所  
66 - 700 - 1998 ( " )

### (2) 県庁内線から各端末局へ

北部管内  
66 - 3 × × - 9011  
中部管内  
66 - 4 × × - 9011  
南部管内  
66 - 5 × × - 9011  
宮古管内  
66 - 6 × × - 9011  
八重山管内  
66 - 7 × × - 9011

## 2、合庁等からの通話

### (1) 各合庁等から県庁内線へ

県本庁  
発信番号 - 6 - 9 - × × × ×

### (2) 各合庁等から各合庁等へ

北部土木事務所  
発信番号 - 6 - 300 - 1998 (維持管理班)  
中部土木事務所  
発信番号 - 6 - 69 - 11 - 250 ( " )  
南部土木事務所  
発信番号 - 6 - 69 - 5120 (代表)  
宮古事務所  
発信番号 - 6 - 600 - 1998 (総務課)  
八重山事務所  
発信番号 - 6 - 700 - 1998 ( " )

### (3) 各合庁等から各端末局へ

北部管内  
発信番号 - 6 - 3 × × - 9011  
中部管内  
発信番号 - 6 - 4 × × - 9011  
南部管内  
発信番号 - 6 - 5 × × - 9011  
宮古管内  
発信番号 - 6 - 6 × × - 9011  
八重山管内  
発信番号 - 6 - 7 × × - 9011

## 3、端末局からの通話

### (1) 端末局から各合庁等へ

北部土木事務所  
発信番号 - 6 - 300 - 1998 (維持管理班)  
中部土木事務所  
発信番号 - 6 - 69 - 11 - 250 ( " )  
南部土木事務所  
発信番号 - 6 - 69 - 5120 (代表)  
宮古事務所  
発信番号 - 6 - 600 - 1998 (総務課)  
八重山事務所  
発信番号 - 6 - 700 - 1998 ( " )

### (2) 端末局から各端末局へ

北部管内  
発信番号 - 6 - 3 × × - 9011  
中部管内  
発信番号 - 6 - 4 × × - 9011  
南部管内  
発信番号 - 6 - 5 × × - 9011  
宮古管内  
発信番号 - 6 - 6 × × - 9011  
八重山管内  
発信番号 - 6 - 7 × × - 9011

### (3) 端末局から県庁内線へ

県本庁  
発信番号 - 6 - 9 - × × × ×

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(市町村)

地 区	市町村名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	名護市	総務課	6	310	9011	9012	0980-53-1212
	国頭村	総務課	6	311	9011	9012	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	6	312	9011	9012	0980-44-3001
	東村	総務財政課	6	313	9011	9012	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	6	314	9011	9012	0980-55-2101
	本部町	総務課	6	315	9011	9012	0980-47-2101
	恩納村	総務課	6	316	9011	9012	966-1200
	宜野座村	総務課	6	317	9011	9012	968-5111
	金武町	総務課	6	318	9011	9012	968-2111
	伊江村	企画総務課	6	319	9011	9012	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	6	320	9011	9012	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	6	321	9011	9012	0980-45-2001
中部地区	うるま市		6	411	9011	9012	974-3111
	宜野湾市	総務行政係	6	412	9011	9012	893-4411
	浦添市	交換手	6	413	9011	9012	876-1234
	沖縄市	総務課	6	414	9011	9012	939-7773
	読谷村	総務課	6	417	9011	9012	982-9201
	嘉手納町	総務課	6	418	9011	9012	956-1111
	北谷町	交換手	6	419	9011	9012	936-1234
	北中城村	総務課	6	420	9011	9012	935-2233
	中城村	総務課	6	421	9011	9012	895-2131
	西原町	総務課	6	422	9011	9012	945-5011
南部地区	那覇市	市民防災課	6	510	9011	9012	861-1102
	糸満市	総合受付	6	511	9011	9012	840-8111
	豊見城市	総務課	6	512	9011	9012	850-0024
	八重瀬町	総務課	6	514	9011	9012	862-2580
	南城市	総務課	6	515	9011	9012	948-7111
	与那原町	企画総務課	6	518	9011	9012	945-2201
	南風原町	総務課	6	520	9011	9012	889-4415
	久米島町	総務課	6	521	9011	9012	985-7121
	渡嘉敷村		6	522	9011	9012	987-2321
	座間味村		6	523	9011	9012	987-2311
	粟国村		6	524	9011	9012	988-2016
	渡名喜村	総務課	6	525	9011	9012	989-2002
	大東地区	南大東村	総務課	6	210	122	なし
北大東村		総務課	6	211	121	なし	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	6	610	9011	9012	0980-72-3751
	多良間村	総務課	6	615	9011	9012	0980-79-2011
八重山地区	石垣市		6	710	9011	9012	0980-82-1216
	竹富町	交換手	6	711	9011	9012	0980-82-6191
	与那国町		6	712	9011	9012	0980-87-2241

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	名護消防	通信指令室	6	330	9011	9012	0980-52-2121
	国頭消防	通信指令室	6	331	9011	9012	0980-41-5100
	本・今消防	通信指令室	6	332	9011	9012	0980-47-7119
	金武消防	通信指令室	6	333	9011	9012	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信指令室	6	430	9011	9012	929-0900
	宜野湾消防	通信指令室	6	431	9011	9012	892-2299
	浦添消防	通信指令室	6	432	9011	9012	875-0105
	うるま市消防	通信指令室	6	434	9011	9012	973-4838
	ニライ消防	通信指令室	6	435	9011	9012	956-2424
	中・北消防	通信指令室	6	437	9011	9012	935-4748
南部地区	那覇消防	通信指令室	6	530	9011	9012	868-9911
	糸満消防	通信指令室	6	531	9011	9012	992-3661
	豊見城消防	通信指令室	6	532	9011	9012	850-3105
	島尻消防	通信指令室	6	533	9011	9012	948-2512
	東部消防	通信指令室	6	534	9011	9012	945-2200
	久米島消防	通信指令室	6	535	9011	9012	985-3281
宮古地区	宮古島市消防	通信指令室	6	630	9011	9012	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信指令室	6	730	9011	9012	0980-82-4047

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(県出先等関係機関)

地区	県出先機関名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	北部福祉保健所		6	340	9011	9012	0980-52-2714
	北部病院		6	341	9011	9012	0980-52-2719
中部地区	中部病院	保衛	6	441	9011	9012	973-4111
南部地区	中央保健所		6	540	9011	9012	854-1005
	南部福祉保健所	企画課	6	541	9011	9012	889-6351
	南部医療センター	総務課	6	543	9011	9012	888-0123
	南部農改	総合普及課	6	544	9011	9012	889-3515
	島尻教育	庶務係	6	546	9011	9012	998-4416
宮古地区	宮古福祉保健所	庶務係	6	640	9011	9012	0980-72-2420
	宮古病院		6	641	9011	9012	0980-72-3151
八重山地区	八重山福祉保健所		6	740	9011	9012	0980-82-3240
	八重山病院	電話交換室	6	741	9011	9012	0980-83-2525

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(防災関係機関)

地区	防災関係機関名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
南部地区	沖縄気象台	予報課	6	550	9011	9012	833-4285
	第十一海保	救難課	6	551	9011	9012	866-4999
	陸自衛隊	第3科防衛班	6	552	9011	9012	857-1155
	NHK沖縄		6	554	9011	9012	856-2023
	日赤沖縄		6	555	9011	9012	835-1177
	沖縄電力		6	450	9011	9012	877-2341

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(支部局関係)

地区	県出先機関名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
	北部合庁局	北部土木維持管理班	6	300	1998	1990	0980-53-1787
	宮古事務所局	総務課	6	600	1998	1990	0980-72-1551
	八重山事務所局	総務課	6	700	1998	1990	0980-82-3040

## 発信番号(ボタン)一覧

### 県機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX発信番号	備考
	県本庁	6	6	
1	北部合庁	防災ボタン	1(トーン)	
2	北部福祉保健所	6	1(ポーズ)	
3	北部病院	8	(トーン)1(ポーズ)	
4	中部合庁	6	1(ポーズ)	
5	中部病院	6	1(ポーズ)	
6	南部合庁	6	6	
7	中央保健所	行政ボタン(3)	1(ポーズ)	
8	南部福祉保健所	7	(トーン)1(ポーズ)	
9	南部医療センター・こども医療センター		1(ポーズ)	
10	南部農業改良普及センター	外線18	(回線2)1(ポーズ)	
11	島尻教育事務所	外線6	1(ポーズ)	
12	宮古合庁	6	0p 6p \$(\$=4,7,5)	
13	宮古福祉保健所	9	1(ポーズ)	
14	宮古病院		1(ポーズ)	
15	八重山合庁	6	0p 6p \$(\$=6,5)	
16	八重山病院		1(ポーズ)	

### 消防機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX 発信番号(ボタン)	備考
1	名護市消防本部		1(ポーズ)	
2	国頭地区行政事務組合消防本部		1(ポーズ)	
3	本部町・今帰仁村消防組合消防本部	外線7	1(ポーズ)	
4	金武地区消防衛生組合消防本部	外線4	1(ポーズ)	
5	沖縄市消防本部	外線7	1(ポーズ)	
6	宜野湾市消防本部	外線8	(トーン)1(ポーズ)	
7	浦添市消防本部	外線11	1(ポーズ)	
8	うるま市消防本部	外線8	1(ポーズ)	
9	比謝川行政事務組合ニライ消防本部	外線9(防災無線)	1(トーン)(ポーズ)	
10	中城・北中城消防組合	外線8	(オンフック)1(ポーズ)	
11	那覇市消防本部	44	(PB)1(ポーズ)	
12	糸満市消防本部		1(ポーズ)	
13	豊見城市消防本部	外線4	(オンフック)(トーン)1	
14	島尻消防、清掃組合消防本部	外線8	(トーン)1(ポーズ)	
15	東部消防組合消防本部		1(ポーズ)	
16	久米島町消防本部	外線5	1(ポーズ)	
17	宮古島市消防本部	外線8	1(ポーズ)	
18	石垣市消防本部		1(ポーズ)	

### 防災関係機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX 発信番号(ボタン)	備考
1	沖縄電力株式会社		1(ポーズ)	
2	沖縄気象台	7	オンフック1	
3	第十一管区海上保安本部		1(ポーズ)	
4	NHK沖縄放送局		1	
5	陸上自衛隊		1(ポーズ)	
6	日本赤十字社沖縄県支部		モニター1(ポーズ)	

「-」はホットラインのみ

## 発信番号(ボタン)一覧

### 市町村

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX 発信番号	備考
1	名護市	8	1(トーン)(ポーズ)	
2	国頭村	外線11	1(トーン)	
3	大宜味村	防災ボタン(ボタン12)	1(ポーズ)	
4	東村	外線12	(トーン)1(ポーズ)	
5	今帰仁村		(トーン)1(ポーズ)	
6	本部町	61	(トーン)1(ポーズ)	
7	恩納村	88	(オンフック)1	
8	宜野座村		1(ポーズ)	
9	金武町	外線5	1(ポーズ)	
10	伊江村	8	1(ポーズ)	
11	伊平屋村		1(ポーズ)	
12	伊是名村	外線5	1(トーン)(ポーズ)	
13	うるま市	7		受信可
14	宜野湾市	6	(トーン)1(ポーズ)	
15	浦添市	特番( ** )	1(ポーズ)(トーン)	
16	沖縄市	8	1(ポーズ)	
17	読谷村	6	1(ポーズ)	
18	嘉手納町	7	(トーン)1(ポーズ)	
19	北谷町	6	1(ポーズ)	
20	北中城村	8	キーボード (トーン)1(ポーズ)	キーボードボタン押後 トーンボタンが現れる
21	中城村	6	1(ポーズ)	
22	西原町	7		
23	那覇市	44		
24	糸満市	6	1(ポーズ)	
25	豊見城市	7	1(トーン)(ポーズ)	
26	八重瀬町	外線5	1(ポーズ)(トーン)	
27	南城市		1(ポーズ)	
28	与那原町		(トーン)1(ポーズ)	着信可
29	南風原町	7	<2>1(ポーズ)	キーボード(記号)に <>の文字有り
30	久米島町		1(ポーズ)	
31	渡嘉敷村	外線15	1(トーン)(ポーズ)	
32	座間味村		1(ポーズ)	
33	栗国村		1(ポーズ)	
34	渡名喜村	外線(9.10.11.12)	1(ポーズ)	
35	宮古島市		1(ポーズ)	
36	多良間村	7	1(ポーズ)	
37	石垣市	85	(トーン)1(ポーズ)	
38	竹富町	*7	1(ポーズ)	
39	与那国町		(オンフック)(トーン) 1(ポーズ)	
40	南大東村	外線ボタン11		
41	北大東村	防災ボタン		

「 - 」はホットラインのみ